

お客様へのお知らせ

[2023年のお客様へのお知らせ一覧に戻る](#)

2023年9月19日

S M B C日興証券株式会社

【令和4年度税制改正】大口株主等の上場株式等の配当所得等の課税の特例の適用外について

令和4年度税制改正により2023年10月1日より「上場株式等の配当所得等の課税の特例の適用外」となる大口株主等の定義が見直され、総合課税の対象となります。

これによる特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いについてご案内いたします。

内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その配当等の支払に係る基準日においてその支払を受ける居住者等とその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等を合算してその発行済株式等の総数等に占める割合が100分の3以上となるときにおけるその居住者等が支払を受けるもの（以下「特定大口株主等配当」といいます。）については、総合課税の対象とすることとされました。

当社に源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しているお客さまであっても、特定大口株主等配当に該当するものがある場合には、当該特定大口株主等配当について、お客さまにおいて確定申告を行っていただく必要がございます。

(租税特別措置法第8条の4第1項)

以上